

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、水防作業の実施に伴う水防資器材を備蓄するものとする。本町における水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は、「別表3 水防資器材の現況」のとおりである。

2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

3 水防資器材の不足の対応

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は道の備蓄資器材を使用する場合には、帯広開発建設部帯広河川事務所長、池田河川事務所長又は十勝総合振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

本町の水防倉庫及び水防資器材の備蓄は、上記の「1 水防倉庫及び水防資器材」のとおりであり、備蓄する資器材に不足が生じたときは、必要に応じて民間等から調達するものとする。

町内の民間の調達先は、「別表4 水防資器材の民間調達可能状況」のとおりである。

第2節 輸送経路等の確保

1 輸送経路等の確保

水防管理者は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、幕別町地域防災計画（本編）第5章第9節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。